

広島県告示第九百四十一号

特別処理かき表示要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特別処理かき表示要綱の一部を改正する告示

特別処理かき表示要綱（昭和三十五年広島県告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

- 3 前二項に定めるほか、登録者は、その処理した特別処理かきに、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項に規定する事項を記載した表示をしなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。